

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年6月1日

月 曜 日

第 3915 号

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度 14

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年6月1日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第4号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「および」を「及び」に改める。

第1条中「または」を「又は」に改める。

第6条第1項第2号中「富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改める。

第10条中「令第14条の2第2項」を「令第14条の2第2号」に改める。

第11条第1項第10号オ中「第21条の9の6」を「第6条の2第1項」に改める。

第13条第1項第3号ウ及び同第2項第3号ウ中「道路交通法」を「法」に改める。

第15条第1項第1号ア(エ)中「除く」を「除く。」に改める。

第25条第1項第1号中「ひんばん」を「頻繁」に改める。

第25条第1項第2号中「ひんばん」を「頻繁」に改める。

第26条中「およぼす」を「及ぼす」に改める。

第27条第2項中「受講した者は」を「受講したものは」に改める。

第29条中「（以下「受験申請書」という。）」を削り、「第18条の2及び第18条の2の2第3項」を「第18条の2並びに第18条の2の2第3項」に改める。

第30条第2項中「本文」を削る。

第43条の2第1項中「法第101条の2の2第1項に規定する免許証の更新（以下「経由地更新」という。）」を「経由地更新」に、「富山県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）」を「公安委員会」に、同2項中「富山県公安委員会」を「公安委員会」に、「経由地公安委員会」を「他の経由地を管轄する都道府県公安委員会」に、同3項中「富山県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第44条中「法第97条の2第1項第3号イの規定する」を「法第97条の2第1項第3号イに規定する」に、「（様式第26号の6）より」を「（様式第26号の6）により」に改める。

第48条第2項中「「に県手数料条例第3条」とあるのは「に本人の写真（申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）及び県手数料条例第3条」と、「を貼付して」とあるのは「を貼付して（指定講習機関の場合は、手数料を添えて）」」を「「県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して」とあるのは「本人の写真（申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）及び県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して（指定講習機関の場合は、手数料を添えて）」」に、同4項中「申請する場合は」を「申請するときは」に改める。

第49条第2項中「「を貼付して」とあるのは「及び本人の写真（申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼付して」」を「「県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙」とあるのは「県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙及び本人の写真（申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）」」に、同4項中「本部長」を「警察本部長（以下「本部長」という。）」に改める。

第55条第3項中「富山県収入証紙」を「県証紙」に改める。

第56条の5みだし中「特定失効者」の次に「及び特定取消処分者」を加え、第1項中「特定失効者」の次に「及び法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者」を加える。

第56条の7の次に、次の1条を加える。

(自転車運転者講習)

第56条の8 法第108条の3の4に規定する講習は、公安委員会から府令別記様式第22の11の3の受講命令書の交付を受けた者に対して、講習日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 受講命令を受け、前項の受講命令書の交付を受けた者は、公安委員会に対し、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第41号）を提出するものとする。
- 3 第47条の規定は、第1項の講習を受けようとする者について準用する。この場合において、第47条第2項中「安全運転管理者講習受講申込書（様式第29号）又は副安全運転管理者講習受講申込書（様式第29号の2）」とあるのは「自転車運転者講習受講申込書（様式第41号の2）」と、「県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙」とあるのは、「本人の写真（申出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）及び県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙」と読み替えるものとする。
- 4 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（様式第41号の3）を交付するものとする。
- 5 自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者は、これを亡失、滅失又は棄損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第41号の4）により、公安委員会に再交付を申請することができる。

この場合において、講習終了後に住居地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住居地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に再交付を申請するものとする。様式第29号を次のとおり改める。

様式第29号（第47条関係）

整理番号	
安全運転管理者講習受講申込書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
所属事業所の名称	
所属事業所の所在地	
安全運転管理者	
ふり がな 氏 名	印
<p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受 けたいので、手数料を添えて申し込みます。</p>	
講習種別	安 全 運 転 管 理 者
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習場所	
手 数 料	2,000
	2,000
	500
<p>注 1 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の2を次のとおり改める。

様式第29号の2 (第47条関係)

	整理番号	
副安全運転管理者講習受講申込書		
年 月 日		
富山県公安委員会 殿		
所属事業所の名称		
所属事業所の所在地		
副安全運転管理者		
氏 名		
印		
<p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受けたいので、手数料を添えて申し込みます。</p>		
講習種別	副安全運転管理者	
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
講習場所		
手 数 料	<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">2,000</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">2,000</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">500</div>	
<p>注 1 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第38号の2を次のとおり改める。

様式第38号の2（第56条の2、第56条の5関係）

高齢者講習受講申込書		年 月 日
富山県公安委員会 殿		
申込者 住 所 氏 名		
<p>道路交通法第 108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受講したいので手数料を添えて申し込みます。</p>		
(免許証 表)		(免許証 裏)
(ただし、裏面記載のある場合に限る。)		
受講者区分	<input type="checkbox"/> 70歳以上75歳未満	<input type="checkbox"/> 75歳以上
講習種別	<input type="checkbox"/> 四輪	<input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 小特
※受講日時	<p style="text-align: center;">午前</p> <p>月 日 時 分 ~</p> <p style="text-align: center;">午後</p>	<p style="text-align: center;">午前</p> <p>時 分</p> <p style="text-align: center;">午後</p>
※受講場所		
講習手数料 (富山県収入証紙)	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙
	富 山 県 収 入 証 紙	富 山 県 収 入 証 紙

- 備考 1 受講者区分及び講習種別欄の□印に✓を付けてください。
 2 住所及び氏名は、明りょうにかい書で記載してください。
 3 「講習手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。
 4 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第40号の次に、次の4様式を加える。

様式第41号 (第56条の8 関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

富山県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名



私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に、自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	<p>年 月 日 午前 時 分から</p> <p>午後</p>

様式第41号の2（第56条の8関係）

自転車運転者講習受講申込書			
		写真貼付	
		年 月 日	
富山県公安委員会 殿			
申込者 住 所			
氏 名 ㊟			
<p>道路交通法第 108条の2第1項第14号に規定する自転車運転者講習の受講命令があったので、講習手数料を添えて申し込めます。</p>			
※講習日時			
※講習場所			
講習手数料	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙
	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙

備考1 写真は6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものとしてください。

- 2 「講習手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。
- 3 申込者は、※欄の講習日時、講習場所は記入しないでください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

附 則

この規則は平成27年6月1日から施行する。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第277号

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成27年 6 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34
片 貝 川	水源かん養保安林	267.28
	土砂流出防備保安林	428.06
早 月 川	水源かん養保安林	219.70
	土砂流出防備保安林	231.41
常 願 寺 川	水源かん養保安林	392.56
	土砂流出防備保安林	553.80
神 通 川	水源かん養保安林	667.26
	土砂流出防備保安林	510.90
	干害防備保安林	5.92

庄 川	水源かん養保安林	287:06
	土砂流出防備保安林	1,024:93
城 端 地 区	水源かん養保安林	170:48
	土砂流出防備保安林	48:36
小 矢 部	水源かん養保安林	374:14
	土砂流出防備保安林	48:74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	14:96
	土砂流出防備保安林	3:54
計	水源かん養保安林	2,859:40
	土砂流出防備保安林	4,228:70
	干害防備保安林	5:92
合 計		7,094:02

~~~~~  
公 告  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成27年 6 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
富山県警察通信指令システム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月1日から同年7月6日までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年6月15日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月13日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年7月28日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:

Toyama Prefectural Police Headquarters Communications Command System,
one set

- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on July 13, 2015

- (3) Contact point for notification:

Accounting Section, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成27年6月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量

放置駐車違反管理等システム 一式

- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 借入期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで（60か月）

- (4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼動後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月1日から同年7月6日までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年6月15日 午前9時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月13日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年7月28日 午前9時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金

額とする。

- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:

Illegally parked parking violation system of administration, one set

- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on July 13, 2015
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Telephone: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成27年6月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
I Cカード化運転免許証作成装置 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成28年1月1日から平成32年12月31日まで（60か月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平

成27年富山県告示第 142号) 第 1 の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成27年富山県告示第 142号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼働後に、平日及び日曜日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月1日から同年7月6日までの間(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年6月15日 午前11時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月13日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年7月28日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Toyama Prefectural Police IC card drivers license making system, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on July 13, 2015
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211

平成27年6月1日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
